

岩手県監査委員告示第9号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第47号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年2月4日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 岩手県警察本部
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成22年8月17日及び同月18日
 - (2) 本監査実施日 平成22年9月9日
- 3 監査結果の公表の日 平成22年11月5日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
需用費の支出に当たり、著しく遅れて支出しているものが1件、23,100円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	需用費の支出については、一連の会計事務手続の点検を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。
業務の委託に当たり、消費税及び地方消費税相当額の算出方法が適切でなかったため積算額が過小となっているものが1件、411,107円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	業務の委託については、積算内容の確認を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。